

平成23年度第6回しあわせ倍増プラン2009市民評価委員会

会 議 記 録

日 時 平成23年8月19日(金) 19:00～21:25

場 所 浦和コミュニティセンター第13集会室

議事次第

1 開 会

2 議 題

(1)「しあわせ倍増プラン2009」取組実績及び達成度等の評価について(*評価対象事業:13事業)

3 その他

4 閉 会

出席者

1 委員(14名)(敬称略)

委 員 長 廣瀬克哉

委員長職務代理 長野 基

委 員 猪野智久、伊藤巖、木島好嗣、栗原俊明、高島清、
野崎博行、延原正弘、橋本克己、林美絵、福崎智恵、
町田直典、三浦匡史

2 事務局(6名)

井上 靖朗(政策局総合政策監兼都市経営戦略室長)

三ツ木 宏(政策局都市経営戦略室副理事)

西尾 真治(行財政改革推進本部副理事兼政策局都市経営戦略室副理事)

中井 達雄(政策局都市経営戦略室参事)

藤澤 英之(政策局都市経営戦略室副参事)

鳥海 雅彦(政策局都市経営戦略室主幹)

3 所管職員(14名)

田中 一明(保健福祉局福祉部福祉総務課長)

利根川和弘(子ども未来局子ども育成部子育て支援課長)

中野 薫(経済局経済部労働政策課長)

大塚 利昭(経済局経済部労働政策課副参事)

中村 栄(経済局経済部参事兼農業政策課長)

望月 健介(都市局都市計画部都市計画課長)

安田 昌司（都市局都市計画部みどり推進課長）
野村 正美（都市局都市計画部みどり推進課副参事）
伊藤 守人（建設局土木部道路環境課長）
飯野 卓（建設局土木部河川課長）
奈良 正幸（建設局建築部住宅課長）
新井 英人（教育委員会事務局学校教育部参事兼健康教育課長）
小倉 均（教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課長）
亀崎 一夫（農業委員会事務局農業振興課長）

1 開 会

事務局

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

開会前に申し上げます。「しあわせ倍増プラン2009市民評価委員会傍聴要領」の定めにより、傍聴人の受付をしておりますが、今のところ傍聴の申し出者はありません。ご報告申し上げます。

それでは、これより、平成23年度第6回しあわせ倍増プラン2009市民評価委員会を開催させていただきます。なお 本日は、野崎委員から若干遅れる旨のご連絡をいただいております。

本日、第6回の委員会では、49番、市民が憩える場所づくりプロジェクト項目の49-1「見沼基本計画の策定」から53番、自立生活支援対策プロジェクト項目の53-2「ステップアップの取組」までの13の個別事業を予定しております。そのうち、6つの個別事業についてヒアリングを行うということで、各所管課の職員が出席しております。前回委員会と同様に委員さんからの質問に対しまして、所管課から説明等させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、所管課は説明が終了しますと退席をさせていただきますこと、あらかじめご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

なお、本日はヒアリング事業以外の評価項目については、前回委員会、8月5日の積み残し分につきましても、後ほどご審議いただきたくよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。次第、座席表、所管課職員出席者一覧、委員評価取りまとめシート。番号で申し上げますと、資料1-1、1-2が本日のヒアリング実施6事業分、資料2-1、2-2がヒアリング対象外7事業分です。資料の順が前後してしまいましたが、同じく資料2-1、2-2が前回積み残した分の、プラン番号で申し上げますと39-7から始まる資料がございます。後ほど、こちらについてもご審議よろしくお願いいたします。その他の資料として、資料3が開催日程別評価事業一覧、進行フロー、第5回委員会会議記録未定稿版、第4回委員会会議記録確定版です。そして、本日みどり推進課からの参考資料としてカラー刷りのリーフレット「見沼田圃の散歩みち」がございます。資料は以上でございますが、配付漏れ等はありませんでしょうか。

なお、本日も会議録作成のため、写真撮影と録音をさせていただきますので、あらかじめご了承くださいませ。

それでは、これからの議事進行は、廣瀬委員長にお願いいたします。委員長、よろしくお願いいたします。

2 議 題

(1)「しあわせ倍増プラン2009」取組実績及び達成度等の評価について
廣瀬委員長

それでは、これより次第に沿って議事を進行してまいります。

今日の議題も、しあわせ倍増プラン2009の取組実績及び達成度等の評価

についてということで、ヒアリング対象は6事業、ヒアリング対象外7事業、それと前回のヒアリング対象外事業の積み残した分が13事業ありますので、よろしくお願ひいたします。では、お手元の「委員評価取りまとめシート」を参照いただきながら進めてまいります。

まずヒアリング対象の6事業に入っていきますが、前回同様、担当課から事業概要、22年度の目標・実績、内部評価等について、3分程度で簡潔に説明をお願いいたします。その後、質疑を行いまして評価の決定をまいります。前回は若干伸びまして、進行の不手際でご迷惑をおかけしましたが、フロー図を参考に全体の進行の目安を示しておりますので、どうぞよろしくご協力をお願いいたします。

(49 見沼たんぼ、荒川などの自然環境・歴史的遺産を保全・活用し、教育ファーム、市民農園など市民が憩える場所を増やします)

(49-1 見沼基本計画の策定)

廣瀬委員長

では、ヒアリング対象の第1項目目から入ってまいりたいと思います。

49番「見沼たんぼ、荒川などの自然環境・歴史的遺産を保全・活用し、教育ファーム、市民農園など市民が憩える場所を増やします」とあります。その枝番6つの個別事業がありますが、そのうち49-1「見沼基本計画の策定」についてヒアリングを行ってまいります。

それでは、担当課より説明等をよろしくお願ひいたします。

所管課職員

事業番号49-1「見沼基本計画の策定」について説明をさせていただきます。ただいまご説明ありましたように、この事業は自然環境・歴史的遺産を保全・活用し、市民農園など市民が憩える場所を増やしますという6事業からなるプロジェクト事業の一つとして取り組んでいるものでございます。

平成22年度の取組の状況ですが、主な目標としましては、4点ございまして、まず1点目が見沼基本計画の策定、2点目としてアクションプランの検討、3点目が水と緑に親しむことのできる市民の憩いの場所の整備、4点目が斜面林の市民協働による保全手法の構築ということでございます。これに対する取組実績ですが、まず1点目の見沼基本計画の策定でございますが、正式な名称として田圃をつけ加えまして見沼田圃基本計画といたしまして、本年1月末にフォーラムを開催し公表したものでございます。2点目のアクションプランの検討でございますが、これにつきましては、アクションプランの中で取り扱うべき事業として重点的優先的に取り組むべき施策の整理等を行ったところでございます。3点目の憩いの場所の整備でございますが、こちらにつきましては、大和田1丁目地内の特別緑地保全地区の一部につきまして外柵の設置、あるいは必要な間伐等を実施したところでございます。4点目として、斜面林の市民協働による保全手法の構築につきましては、緑地の保全につきまして既に活動をされています既存の団体がございまして、そういった団体の活動を拡大していくという基本的な考え方に加えまして、その樹林地のある地元自治会な

どの団体等と協働を進めるべく資料として提出いたしました。そのための協定書案を作成したところでございます。

事業の実績としましては、以上でございます。事業の達成度評価といたしましては「bの7点」ということで、それぞれの目標を達成したものと評価しております。今後の取組の予定でございますが、1点目2点目につきましては、既に22年度で達成をしております。今年度からなのですけれども、憩いの場所の整備を22、23、24年度とそれぞれ1か所ずつ行ってまいります。それから、斜面林の協働による保全手法の構築をしたわけですので、23年度以降、これに基づきまして協働によって保全活動に取り組んでいくことを予定しております。以上でございます。

廣瀬委員長

では、49-1見沼基本計画、実際仕上がったのは見沼田圃基本計画という名称ですが、こちらに関しまして質疑がありましたらお願いいたします。これにつきましては、49の枝番6事業がありますが、その全体にかかわるものという位置付けで「見沼基本計画の策定」をヒアリング対象に絞り込んだので、場合によって基本計画の中に位置付けてある枝番とかかわりがあることについても関連があれば、ご質問いただいても結構かと思えます。

伊藤委員

憩いの場所の整備は、面積は大体どれくらいなのか。

所管課職員

当該地は全体で4,000平方メートル強の面積を有しております。ここで一部と申し上げたのは、全体のうち外柵をしたものが一部分でありますし、間伐が何平方メートルかは出しにくいこともあり、全体にかかって必要な間伐を行ったとご理解をいただければと思います。

伊藤委員

番と番の関係でいけば、面積を出すのは無理だろうと思えますけれども、やったと言っても面積としては少ないのではないかという感じがするのですが、それをかなり多くやっているような感じを受けるのですが、そんなにやってないのでは。

所管課職員

番と番のかかわりにつきましては、間伐整備についても、どの木を切ってどの木を残すとかいうことにつきましては、ボランティア団体さんと現地で立会いながら決めるという作業を進めており、本年も引き続き事業を進めております。

伊藤委員

計画どおりというふうに私はしたのですが、面積がわからないまま計画どおりと言えるのかという感じがしないでもなかったのでお聞きしたのですが、大体答えはそんなところかなという感じはしておりましたけれども。

福崎委員

評価のための参考資料として、プランの方に、取組が行われる以前の状態がどういったものであったかというのが、各事業ごとに書かれています。49-

1についてもこれが課題となっていますという内容が書かれているのですが、具体的には、このプランを通して計画が行われるまでにどういったことが行われていたのでしょうか。

所管課職員

それは、この事業の中の現状の中に書かれている、「この良好な環境を守るための有効な施策の整備が課題となっています」ということについてでよろしいでしょうか。

福崎委員

施策の整備について、このプランを立ててから取り組むべき、さまざまな計画をプランを通して立てていると思うのですが、平成22年度以前はどのような取組をされていたのか、特に見沼地域に対して何も行われていなかったということでしょうか。

所管課職員

見沼田圃については、さまざまな取組がされておりますが、この見沼基本計画ができたことによって、総合的に事業が推進できると考えております。

福崎委員

みどり推進課の元で統制して、全体の計画を立てて、各所管がばらばらにやっていたことを今後まとめてやっていけるようになったということですか。

所管課職員

はい、そのように考えております。

廣瀬委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

今の関連で、私からも質問をしたいのですが、個々の要素、特に取組の22年度の目標に対して何がなされたかということについては一体化したようでしっかり進んでいることはわかるのですが、元々のこの基本計画を立てるということの意味は、非常に多岐にわたる広い面積のいろいろな自然環境について、さまざまなアクションがこの基本計画に基づいて一覧できて、その中でコーディネートされた形で進捗管理もできるということだと思っておりますけれども、その基本計画が策定されたことによって、ここに挙げた項目以外、全体のコーディネーションという意味で、こういうところが違って来たという意味での成果として、何か今の時点で説明できることがありましたら、教えていただきたいと思っております。

所管課職員

今委員長がおっしゃられたとおり、今までそれぞれ所管で行ってきたさまざまな諸施策がありますが、この基本計画はその諸施策の方針を体系的に取りまとめたもので、今後その取組を総合的、一体的に推進するための礎になるものと考えております。現在アクションプランの策定に向け、作業を進めておりますが、その中で重点的、優先的に進めるべき施策を具体的な事業として位置付けて取組を進めてまいります。現時点ではこの計画ができて見沼田圃は何か変わったかということ、目に見えては顕著なものがございませんが、今後アクションプランにより、事業を推進してまいりたいと考えております。

延原委員

49 - 2にも絡む質問ですが、55番との連携について質問します。さいたま市は観光資源が非常に少ないところですが、観光客を呼び込み、他の金を市に落とさせようという基本的なものがあります。しかし、ジョンレノン関連展示場がなくなったので、今のところ私ができる範囲では見沼田圃は唯一の観光資源、さいたま市の持っている資産、市外の人を呼び込んできて金を落とさせるものといえる。49 - 1の担当している部署と55を担当している部署はどういうふうに見沼田圃を観光資源として取り込もうとしているのか、連動しようとしているのか。評価は予定どおり進行していて良いのですが、もう少しプラスアルファを聞かせていただけるとありがたいです。

所管課職員

55番という観光の分野になるかと思いますが、基本計画の中でも6つの分野から施策を展開していこうというものの一つに、観光の分野が入っています。計画を策定するために、庁内に部長級、課長級の組織を設置したのですが、当然その中には観光の分野のセクションも入っておりますので、こういったところと協議をしながら連携して、事業を進めてまいります。

延原委員

いえ、私の質問は、観光資源として金を落とさせることを、どういうふうにするのか、55番の所管課と49 - 1番の所管課は一緒になってやっているのか、という質問です。

所管課職員

今申し上げましたように、分野としては観光の分野がございまして、そのあるべき姿については基本計画の中で示しましたが、それに向けてどうするかというところからの個々の事業にかかってくるということですので、現時点でこれと言ったものを私の方からお答えする状況ではございませんので、ご理解いただければと思います。

延原委員

わかりました。ぜひ、有効な観光資源だと思っておりますので、金を落とさせる政策を23年、24年度に実行していただきたいと思っております。

廣瀬委員長

では、ほかに質疑はございますか。よろしいでしょうか。それでは、質疑につきましてはここまでといたしまして、評価の確定をしたいと思っておりますが、今の質疑を通しまして、事前に提出いただいた評価の変更がある委員がいらっしゃいましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

全員揃った評価になっておりますので、進捗度は全員「b」ですので「b」、達成度の点数は7点ですので、7点で確定とします。

(50 良好な住環境を守るための「高度地区」による高さ制限を導入します)

廣瀬委員長

では、ヒアリング項目として2番目となります、50番「良好な住環境を守るための「高度地区」による高さ制限を導入します」につきまして、まず担当

課より内容につきまして説明をお願いいたします。

所管課職員

本事業につきましては、平成24年度までに、住居系用途地域に高度地区の指定を行うというものでございます。本事業では、平成22年度における目標を1つ目として市内の全建築物の現況把握、2つ目として高さ制限を行う対象地区や高さの制限値の検討と設定させていただいております。この目標は、事業の検討スケジュールに沿って設定したものでありまして、平成24年度の高度地区導入を合理的に達成するための目標としております。

平成22年度の取組状況及び実績についてご説明いたします。平成22年度は、建物現況調査によりまして市内約38万棟の建築物の現況調査を行いました。その調査結果に基づきまして、現況の建築物の高さの分布状況、指定容積率と建ぺい率等、それらの関係などを整理・分析しまして、他都市の事例等も参考に検討を行いました。これらの検討を踏まえ、住居系用途地域における高さの制限値の合理性等につきまして、庁内検討委員会や学識経験者の方々や関係部署の部長で構成する検討委員会を開催し、議論を重ねてまいりました。その結果、高度地区の検討方針（案）を作成させていただいたところでございます。

具体的な成果といたしましては、高さ制限値についてお示しをしたということ、また、将来都市構造のあり方を検討しその配置についての提案をさせていただいております。また、高度地区指定における緩和措置の必要性についても示させていただいております。

この高度地区の検討方針（案）につきましては、今年度7月11日から8月12日までパブリックコメントを行い、広く意見を募集させていただいたところでございます。現在、そこで得られた意見を踏まえ、今年度の目標である高度地区指定案作成に向けて取組を進めているところでございます。平成22年度の実績に対する達成度につきましては、目標に掲げていた項目が達成できたことから、「bの7」とさせていただいたところでございます。

廣瀬委員長

では、この項目につきまして質疑がありましたらお願いします。

三浦委員

質問というより意見ですけれども、パブリックコメントに仲間と意見を提出しました。現状、高度地区の方針案の例示に近いかなという理解をしております。今年度はパブリックコメント実施の後、都市計画案を作成となっておりますけれども、高度地区そのものは遅すぎだという感を持つぐらい望んでやまない制度なので応援はしたいのですが、非常にデリケートな制度なので、きちっと準備しないと禍根を残す。その点で、さいたまは合併市なので、地域性が非常に色濃く残っていて、今の方針案だと住居系地域を一様に見渡した高度地区指定になりかねないのではないかと懸念しています。例えば、岩槻駅周辺と浦和や大宮駅周辺だと、駅周辺と言っても全然特性が違いますので、地域性を踏まえた高度地区導入の論議をぜひ市民を交えて、しかも地域単位で進めた上での制度導入を図ってほしいと思います。

廣瀬委員長

意見としてということによろしいでしょうか。

三浦委員

そうですね、昨年度の実績は工程どおりで、評価は「bの7」とさせてもらったのですが、パブリックコメントも予定どおりに行われていますが、まだそれほど認知されていない、知られていないのではないかと。実際に制度が立ち上がると、ものすごく影響力のある制度なので、そこはよく了解してもらわないと心配だなという感じを持っています。

廣瀬委員長

ありがとうございます。では、ほかに質問等はありませんでしょうか。

福崎委員

現地調査を行った際に、特に市民の方から気にかけていただきたいというような意見、今三浦委員からも意見があったような形で、考慮に入れなければならないと担当部局の方で感じたことなどを教えていただいていた方がいいでしょうか。

所管課職員

先程の現状を把握する中では、先程三浦委員がおっしゃられたように、地域によって高さの状況が異なります。例えば同じ用途地域というのは都市計画図上同じ色で染まっていますが、岩槻の黄色い色、住居に指定されている地区の実際の高さと、浦和や大宮の高さは違うので、三浦委員がおっしゃられたように個別に考慮しないといけないというのは実態の調査でわかりました。以前から、そうであろうということはわかっていたのですが。あとは、現況調査の中では住民の方から直接というのはないのですが、今パブリックコメントをかけて意見をまとめさせていただいていますので、住まわれている方とそれを使われている方の意見は違うが、そこは考慮しないといけないと考えております。

福崎委員

調査の段階ではあまり現地の方の声は集めていなかったということによろしいですか。先程おっしゃったのは、パブリックコメントで今後市民の方の声は集めていくということで、あくまで今回の調査はどこの地域にどういった建物があるかという統計上のものだけ行ったと。

所管課職員

そうです。全体で棟数が38万棟ありますので、それは機械的にやって、補足で現地に入って調査をしたということなので、直接その住んでいる方とお会いしてということはありません。

廣瀬委員長

では、ほかに質問はありませんでしょうか。

橋本委員

少し勉強不足なのですが、これは行政計画をつくるということでしょうか。この後、私の理解だと計画は縛りが無いと言うか、強制力を持たないのかなと、強制力を持ってくるとなると条例、その条例というところまで含めてこのプランは進んでいくのかどうか。条例だと強制力があるものかと思っていたのです。

が、評価と関係なしに条例と計画の違いを教えていただければと思います。

所管課職員

これは、高度地区という都市計画の決定事項になりまして、例えば、市内で住居系の建物に15メートルの規制をかけましょう、ということを行行政が皆さんの意見を聞いて決めた場合、都市計画審議会という審議会です。都市計画決定というのをしますと、今後15メートル以上の建物を建てるという申請を行った場合に、それはできませんとお断りをするという、それくらい力のあるものです。ですから、三浦委員がおっしゃられたように、規制になるので、使われている方と住まわれている方の意見をよく聞いてまとめていきたいということです。

廣瀬委員長

では、ほかに質問はありますか。よろしいでしょうか。では、ヒアリングは以上としまして、評価を確認してまいりたいと思います。事前の評価を変更される方はいらっしゃいますか。

それでは、進捗度ですが、全員「b」としていただきますので「b」で確定します。点数につきましては、13名が7点、1名が6点ですので、その平均値6.9点で確定としたいと思います。

(51 下水道、都市公園、生活道路など生活密着型インフラ整備を推進します)

(51-2 暮らしの道路・スマイルロードの整備)

廣瀬委員長

では、続きまして、51-2「暮らしの道路・スマイルロードの整備」に移りたいと思います。こちらにつきまして、内容の説明をお願いします。

所管課職員

51-2 暮らしの道路・スマイルロードの整備事業になります。4メートル未満の狭隘道路の土地の寄付をいただき、道路を拡幅する暮らしの道路整備事業、舗装のひび割れや水溜りができて歩きづらい道路の補修をするスマイルロード整備事業において、平成24年度末までに生活道路を480件整備しますというものでございます。平成22年度における取組内容について、まず、平成22年度の主な目標は年間の整備件数を120件にすること、要望受付の公表をすることです。

平成22年度の主な実績といたしましては、暮らしの道路・スマイルロードを136件整備しました。そして、平成22年度の要望受付の公表及び平成21年度以前の対応状況の公表を行いました。平成22年度取組実績に対する達成度につきまして、暮らしの道路・スマイルロード整備事業120件の整備予定が136件整備したこと、及び要望受付の公表と対応状況の公表を行ったことで、平成22年度の数値目標を上回ったため、「a」と判断しました。

廣瀬委員長

それでは、51-2 暮らしの道路・スマイルロードの整備につきまして、質問がありましたらお願いします。

伊藤委員

成果の22年度の生活道路整備事業実施状況の表の中で、見沼区の処理件数が24件と書いてありますが、ほかの区と比べて突出しているの、この理由は何がありますか。

所管課職員

見沼区の残件数がかなり多かったため24件となっております。

伊藤委員

予算的にはかなり多いと思うのですが、どれくらい多いのですか。

所管課職員

区ごとの予算は出していないのですが、1本当たり、やはり500万円から1,000万円くらいかかりますので、それなりに見沼区には投資している形になっております。

伊藤委員

あと、これはスマイルロードの扱いかはわかりませんが、昔の二間道路を4メートル拡幅するとき、1軒が賛同しない、金がないから拡幅しないでくださいと言われた場合に、そこだけ除いて整備するのは考えられないのですか。1軒のために全体が進まないという問題があるので、高齢者が多くなればなるほど、シルバーカーを使う人が増えて、危険な状況があるので、もう少し現実的な対応をしないと今後困ると思うのですが。

所管課職員

委員がおっしゃるとおり、1軒がだめで全体ができないのは、市としても何とかしないとイケないと考えております。ただ、水の流れは上流から下流に流れますので、下流のところのだめでとこの整備は難しいのですけれども、途中や上流だというときには臨機応変に対応してまいりたいと考えております。

伊藤委員

そういった問題は、非常に感情的にもつれる場合があるので、1軒ができないということによって近所の関係もあまりよくない部分が出てくるので、パイプ管によって対応できるのであれば、予算的なことで対応できるのであればありがたいと思っているのですが、それは前向きにやってもらえればありがたいと思います。

所管課職員

できるものに対して、前向きに実施してまいりたいと考えております。

延原委員

「aの9点」で非常にいい自己評価をされていますが、予算規模で見ると、平成21年は109件で16億7千万円、平成22年は136件で19億3千万円、1件当たりの投下資金はほぼ同じですね。これは、単に投下資金が増えたので、136件に増加しただけだと評価すると「aの9点」は自己評価が高すぎると考えたのですが、いかがですか。金をかければいくらでもできるというふうに私は考えたのですが、いかがですか。

所管課職員

お金をかければいくらでもできるのですが、内部でもそれなりに境界を確定

しなければならぬとか、いろいろと建設事務所の工事部門として努力をしていますので、「a」とつけさせていただきました。

延原委員

平成21年度と22年度で1件当たりの価格は、おおむね変わらないわけですよね。そうすると、22年度は、たくさんお金がかかることができたから、136件が達成できたのであれば「aの9点」になりませんか。例えば、去年と同じ16億7千万円をかけて136件というのであれば、これは確かに「aの9点」で大変な努力をなされたのだろうと感覚は持ちますが、そこを納得できるように説明していただけますか。

所管課職員

120件という目標に対しまして、136件の実績がありますので、「a」という形でつけさせていただきました。

延原委員

もう少しはっきり言います。120件の目標に対していくら使う予定だったのですか。それが19億3千万円使う予定だったのが、120件に19億3千万円もらっていたけれども、同じ19億3千万円で136件やったのであれば、「aの9点」で構わないと思います。

所管課職員

136件につきましては、元々の予算ではできなかったもので、ほかの事業からの流用で予算を持ってきて136件をやったという努力はしてございます。

延原委員

ということは、120件分の予算よりもたくさん金を使ったと考えていいのですね。

所管課職員

はい。

廣瀬委員長

では、ほかに質問がありましたらお願いします。

木島委員

主な実績のところの要望対応状況の公表について、1年間前倒しで公表というところをプラス評価されていますが、1年間前倒しというのはものすごい成果だと思えますが、どのようなところでうまく1年間前倒しにもっていったのか教えていただきたいのですが。

所管課職員

要望状況につきましては、建設事務所の方で一つ一つ精査をして、今の状態として受付状況なのか、測量をやっているところなのか、登記をやっているところなのか、それとも来年度工事予定なのかで載せさせていただいております。

木島委員

私も見させていただいたのですが、それを1年間前倒しで計画が早くできるようになった理由はなんですか。

事務局職員

もともとが23年からやる予定という計画がややのんびりしたものだった

のか、それとも計画を立てた時に想定していたときはそれくらい時間がかかる
と予定していたけれども、いろいろ工夫をして職員が頑張ったので1年前倒し
でできたのかというご趣旨の質問ですね。

所管課職員

建設事務所の方で精査に時間がかかるものと踏んでいたもので、23年度とい
う形で考えていましたが、かなり頑張った結果、一年前倒しできたというところ
です。

木島委員

何を頑張っていたいたいたのですか。

所管課職員

一個一個過去に申請されたものに対して、現地を確認したり、測量とかを調
査をした形です。

事務局職員

結局、道の整備の場合は実際に業者に発注して工事をしてという段階では、
これは先ほど延原委員のご指摘のとおりお金があればあるだけできるという
ことになりますけれども、その事前の段階で、土地の関係はいろいろな手続き
があったりして準備をしないと工事に着手できないというところがあります
ので、その点での職員の努力を内部的に評価の加点要素としたということにな
ります。

福崎委員

事前質問で費用対効果についてお聞きしたところ、試算は行っておりません
という回答をいただきました。この事業について、例えば、行財政改革の全体
像から見たときに、道路整備・下水道整備というのが具体的な事業になると思
います。具体的な事業の取組について、現在、行財政改革が必要な時期に費用
対効果を全く行わないというのはどうかと思うのです。たとえこれが効果を考
えたときに、さいたま市の財政に対してこれだけの赤字があります、これだけ
回収できない予定になっていますというようなマイナスの効果であったとして
も、諸々の事情、消防・救急などの緊急活動や生活排水の問題の解消の目的
のために、断固としてさいたま市として実施していきますという強い態度を示
していただきたい。さいたま市の市民が財政状況はどうなっているのか知りた
い中、今後一事業として、行財政改革にどの程度貢献していけるかという点を
主張していくことについてはどのようにお考えですか。

所管課職員

担当課としては、この事業に対しては、引き続き続けていきたいと考えてお
ります。道路の修繕、維持費用が今後かなり大きくなると考えております。そ
れに対してある程度のアピールは必要だと思えます。

福崎委員

維持費は本当に大きくなると思いますし、特に先程伊藤委員が挙げてらっし
ゃったような高齢社会になっていく上で、道路の整備はすごく重要になると思
います。私もコメントに書かせていただきましたが、自分の身近なところで実
際に整備された道路を見て歩きやすくなったとかすごく助かっていると感じ

るので、事業はぜひ続けてほしいと思っています。ただ、行財政改革に貢献できる事業であるというプラスをつくってほしいのです。与えられた予算に対して、与えられた目標に対して整備を行っていただくだけではなくて、それに合わせて予算対効果も視野に入れて取り組んでいただきたい。何かアイデアや対策を立てていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

猪野委員

要望は全体で何件くらいくるのですか。分母というか着工したのは136件ですが、要望自体はどれくらいあるのでしょうか。

所管課職員

年間では100件から110件程度毎年来ております。

猪野委員

それは、ほぼ全てを受け付けて、全部取り組むのですか。それとも条件があって、条件に従わないものは排除していくような形なのでしょうか。

所管課職員

条件といたしましては、皆様の同意であるとか、側溝を入れる場合は官民境の境界が決まってないといけないとかU字溝が入ってなければならない場合があるとか、ある程度条件がそろってはじめて事業ができるという形です。

猪野委員

優先順位の高いものから取っていったって、一つ一つの着工しているもののそれぞれの金額はばらばらなのですか。それとも大体同じような金額のものを取り組んでいるのですか。要望のあったところを整備する場所に投じるお金は、一つ一つはばらばらなのですか。

所管課職員

路線によってばらばらで、基本的には交差点から交差点までの形なので、それが50メートルだったりとか100メートルだったりとか、かなり1本1本はばらばらになることがございます。

猪野委員

1本1本のお金がばらばらだったら、金額が安いものから順にやっていけば着工件数自体はどんどん増えていくので、目標はクリアできると思ったのですが、例えば優先順位とお金は対応するというか、例えば、着工すべきだという条件があった場合に、その金額が非常に高いので止めてしまおうというような数稼ぎのようなことは全くしていないということによろしいのでしょうか。

所管課職員

生活道路の整備なので、4メートル道路的なものが多いです。皆さんが生活の中で困っていて要望されていることが多いので、水がたまって子どもが通学路を歩けないとか、2.7メートル道路で救急車両が入って来れないので広げてほしいといった要望なので、前向きに整備を進めていきたいと考えております。あと、優先順位につきましては、舗装がかなり古くて振動がするとかいったものに対しては優先的にやりたいと考えております。

猪野委員

わかりました。金額が優先順位の第一ではないということですね。

伊藤委員

歩道がついているところに植栽が毎年枯れる状況については、このスマイルロードとは関係なく違う問題として取り上げる格好なのですか。

所管課職員

植栽につきましては、この事業では行っていないのですが、あくまで生活道路の整備に関してということでやらせていただいております。

伊藤委員

実は、毎年枯れ枝はできるし、それを抜いてはくれるのですが、その後雑草が生えると生えたままになって、種が残ってまた雑草だらけになってしまいます。それはこの整備にかかわることではないのであれば、違うところで見た上でやっていただきたいなと思います。毎年同じ状況で、地域でやるにしても限界があって、プロがやっているからそういうことがあまり起きないだろうという見方をしているけれども、いかんせんプロの方がいい加減なところもあるので、その辺は厳しくやってもらわないと、雑草の整理はするは、連絡はするはという格好で、常にそういうことを気につけないといけないという状況はあまりよくないので配慮してもらいたい。

所管課職員

植栽の管理につきましては、かなりお金をかけてやっているところではございますが、限られた予算の中でできることとできないことがあります。それと地元と協働の形ですが、ロードサポート制度ということで、地元の方々に植栽の管理をやっていただく制度もありますので、そういうのを使って地元の皆様に植栽の管理をやっていただくことも考えられますので、よろしく願いしたいのですけれども。

伊藤委員

地域としてやることはやっているつもりですが、案外やりっぱなしのところが多いので、これからはその辺にも力を入れていただきたいと思います。よろしく願いします。

廣瀬委員長

ほかに質問はありますでしょうか。では、ヒアリングは以上にしたいと思います。ヒアリングに基づきまして、評価を変更される委員はいらっしゃいますでしょうか。

延原委員

「bの8点」

廣瀬委員長

ほかに変更はありますでしょうか。

福崎委員

「bの7点」に下げます。

廣瀬委員長

ほかに変更はありますでしょうか。そうしますと、「a」と「b」が7個ずつですね。進捗度が「a」と「b」が全く同数になりました。点数につきましては9点が7名、8点が6名、7点が1名となりました。

点数については、この平均値で確定したいと思います。進捗度につきまして、もっとも多い数で確定をしておりましたが、今回は同数となりましたので、実は委員長と言いましても、委員長の分も入って7個ずつなのですが、お任せをいただければ、ここは「b」で確定としたいと思います。

(52 効率的な道路ネットワークを構築するため、都市計画道路を抜本的に見直します)

廣瀬委員長

続きまして、52「効率的な道路ネットワークを構築するため、都市計画道路を抜本的に見直します」につきまして、所管から説明をお願いします。

所管課職員

52番、効率的な道路ネットワークを構築するため、都市計画道路を抜本的に見直しますにつきましてご説明します。本事業は、平成24年度末までに人口減少、高齢化社会に対応し、低炭素型のコンパクトなまちづくりを実現する効率的な道路ネットワークを構築するため、都市計画道路の抜本的な見直しを行うものでございます。本事業では、平成22年度における主な目標を、3つ設定させていただきました。1つ目は、見直し指針(案)の策定です。指針(案)に基づくネットワークの再構築、見直し候補路線の抽出とさせていただいております。2つ目は、国、県等関係機関との協議、都市計画審議会に対する報告とさせていただいております。3つ目は、見直し作業状況の公表、意見聴取とさせていただいております。

目標に対する主な実績についてご説明いたします。1つ目の目標のうち、見直し指針(案)の策定につきましては、都市計画道路を計画体系から見直し、将来も継続的に見直し作業を進められるように道路網計画づくりの指針(案)として取りまとめをさせていただきました。これは、従来までの個別路線の機能を中心に検討を行ってきた見直しの手法ではなく、都市計画の目標や都市の将来像から望ましい道路網を検討し、道路の個別路線の機能と併せて検討する方針としたものでございます。見直しの方針だけではなく、望ましい道路網計画を構築するための方法を手順書としてまとめさせていただいたものです。

また、1つ目の目標のうち、指針(案)に基づくネットワークの再構築と見直し候補路線の抽出につきましては、別事業であります。同時に実施しております都市計画マスタープランの改訂作業で検討しております。将来都市構造のあり方が確定した上で実施することとしたため、平成23年度に実施する予定と変えさせていただいております。この将来都市構造のあり方なのですが、都市計画マスタープランの改訂を見据えた、持続可能なまちづくりに向けての検討としまして、平成21年度から学識経験者の方々を含む委員会を設置して検討を開始しております。平成22年度末に(案)として取りまとめを終わっております。現在パブリックコメントが終了したところでございます。

また、2つ目の目標に関しましては、埼玉県や国土交通省と指針の案の内容に関する協議を実施し、了承を得たところでございまして、平成22年度の第1回さいたま市都市計画審議会への報告をさせていただいたところでござい

ます。3つ目の目標になります見直し作業状況の公表、意見聴取につきましては、持続可能なまちづくりの検討と併せて作業を行っていたことから、取りまとめが平成22年度末になりまして、結果としまして、公表、意見聴取をパブリックコメントとして、今年度の7月11日から8月12日に実施をさせていただきました。

今後は、このパブリックコメントのご意見を反映させていただきまして、道路網計画づくりの指針を確定した後、持続可能なまちづくりに向けた将来都市構造にふさわしい道路ネットワークの再構築を行い、見直し候補路線の抽出を行う予定としております。抽出された見直し候補路線に関しましてもパブリックコメントを実施しご意見を伺い進めていくこととしております。具体の都市計画手続きに関しましては、住民の方々との合意形成の状況を踏まえつつ可能な路線から着手することとなりますが、これらの状況から、「cの4」という達成度にさせていただいております。

また、数値目標に掲げられております平成24年度末を目標にした見直し作業に関しましては、目標を達成できるものと考えております。

廣瀬委員長

では、この事業につきまして質問がありましたらお願いします。

三浦委員

少し具体的な話なのですが、この道路網の見直しのときに事前に配っていた資料の117ページの中の道路ネットワークの機能検証のイメージの中に移動性というところがあって、公共交通の運行を支援という観点で埋め込まれてあって、都市交通体系と言うか都市交通施策ですね。さいたま市の路線バスやコミュニティバスが実質的な公共交通手段となっていると思うのですが、今後の都市交通施策と長いスパンで見た道路網ネットワークは切っても切り離せないものなのですね。今どうなっているか知りませんが、昔LRTをつくりましょうという動きがあったり、もう少し前ですとモノレールの話があったり消えたりしているのですが、その基盤となる道路、都市計画道路を広幅員に持っていったりすると、その辺は協議をして、またそういう情報を市民に発信しながらやっていくというようになっているのでしょうか。

所管課職員

道路の持つ個別の能力というか機能は検証をさせていただいております。これまでの都市計画道路の見直しの際は、その個別の機能は確実に見直されてきたのですが、今回の見直しでは都市構造から本当にどの都市計画道路が必要なのか調べて併せて道路網計画を立てていきます。もう一つ重要なものがありまして、そこに時間の概念を導入します。10年、20年という概念を入れていくと、いつまでに都市計画道路ができるのかできないのか、そのできない道路はいつまでできないのか、説明できるような評価を行っていく予定です。

三浦委員

もう1点。市民の道路に対する関心からいくと、自転車と自動車の共存の問題であるとか、それからバス路線もかなり道路幅員の制約を受けている現状で、本当ならこの領域にバスが走ってほしいのですけれど、狭くて走れないという

事情で、路線が迂回している現状があると思うのです。その辺をそういう視点に立って市民と一緒に論議し道路網を計画していくというように見えないのですね。都市構造というのもその道路網というかなりマクロな感じがします。22年度ぐらいから少し遅れがあるので、その辺をやってほしいというのが要望なのですが、どうお考えですか。

所管課職員

もちろん、自転車のこと、公共交通のこと、それは路線の評価としては大切なことですので、もちろん評価もしますし、その要る要らないの議論の前にもう少し、いつ要るのかですとか、それからそれがどういうふうに要るのか、それと既存の道路で代用ができるのか、交差点改良等を行えば都市計画道路を整備しなくても既存の実力のある道路を残したほうがいいとかを含めて議論しております。道路網計画という大きな計画のほかに、路線ごとにそれをどうするかは、そこにかかわる住民の方々と個別に検討しながら進んでいくというふうになります。ですから道路網計画は大きなものですが、実際に個別の路線については一本一本地元に入って検討していくような計画であります。

三浦委員

はい、わかりました。先ほどのご説明で24年度の目標を撤回するつもりはないとおっしゃったので、かなり大変であると思うのですが。

所管課職員

法上の手続きに入るということです。全数ではないかもしれませんが。理解をしていただければありがたいと思います。

三浦委員

なるほど。わかりました。

事務局職員

結局、この話は今のよう状況ではなかなかイメージがわかなくて、やはり、個別の話にならないと具体的な議論ができないかと思えます。ただ、そこに入ればいろいろなご意見があるので、最終の結論に向けてはいろいろハードな部分があると思えます。

先ほど三浦委員がおっしゃった議論については、実際、都市計画に知見がある方であれば、ある程度市全体の議論もできるのかと思えますが、実際はそこは個別、具体的話になっていったときに意見をお聞きしながら決めていくことになるのだと思えます

延原委員

「cの4」という非常に低い自己評価をしている理由をもう一度教えてください。さいたま市の責任で遅れているのならもっと減点してもいいくらい、県とか国との協議が全然整わないので遅れているというのなら、ここまで減らす必要はないし。

所管課職員

とても難しいところでございます。当初のスケジュールでは都市構造から道路網を見直すという発想はありませんでした。それを今回入れておりますので、それで当初設定した目標には達してありませんが、全体の24年度のスケジュー

ール、24年にそれを始めるというスケジュールには乗っているというふうに見ています。はじめに公表した目標には合っていないと見ていただけとありがたいです。目標設定が今のやっていることとずれているということです。

延原委員

もう少しわかりやすく言ってくれませんか。

事務局職員

端的に申し上げれば、当初の工程表の作り方が甘かったということになります。国とか県とかが難癖つけているので遅れているとかいう理由よりも、もともとの1年目で見直し指針案を作成して2年目に具体的見直し路線を抽出するという目標でしたが、よくよく考えてみれば、そもそもどういうまちづくりをするのかということから考えないと個別の路線についても考えられませんねという結論に作業を始めてから至ったため、当初立てた年度目標に対しずれ込んでいるということです。

延原委員

修正目標をつくったので遅れました、ということですか。というと最初の目標が甘かったと。ですから自己責任であると。

所管課職員

この検討自体、道路網計画というのが体系付けられていないものを始めていますので、21年度に動き始めて国とか県とか協議しながら、その手法を決めてきた経緯があります。当初いけると思ってたつくられた目標が少し後ろにずれているということです。

延原委員

ですから、22年度は「cの4」ぐらいだと。でも24年度には「aの9」に持っていけるとおっしゃったわけですね。

所管課職員

それは、いや「bの7」ぐらいかと。

延原委員

わかりました。

福崎委員

今、とても興味深い点を聞かせていただきました。国や県との協議の中で道路に対する評価をどうするかというその手法づくりを行っている。さいたま市がそういった、国レベルや県レベルの手法づくりをリードしているということですか。

所管課職員

今回パブリックコメントでお出ししている評価、分類の仕方というのはリードしていると言いますか、国の流れに沿って実際にやっている中では早いほうだと思います。

福崎委員

そうすると、全くそういった手法がゼロだったわけではなくて、ある程度手法はできていて、そういう国の指針に沿って道路の評価を行っているということで、ただし、はっきり確定されていないために、評価が遅れているという認

識でよいですか。

所管課職員

国のガイドラインがまだできていないのです。できそうだとということでスタートを切りましたが、政権が代わったりなんかしてガイドラインがつくられなかったので、我々のほうでスタートを切りました。それで、この手法でやりますというのを了解をいただいて、進んでいるところでございます。ですから、ガイドラインがないということです。

福崎委員

今、地方自治がすごい重要視されているので、市のほうが国や県に対し働きかけてリードしているのだというのがあったらすごく興味深いなと、さいたま市に対しても信頼度も増すなと思ひまして。

所管課職員

そのように解釈していただけるとありがたいと思います。

事務局職員

都市計画道路の見直し自体は、全国的に、特に全国の大都市の課題としてあります。戦後すぐに計画とかをつくって道路の線を引いたのに、その後手が付けられないまま何十年経ってしまったということなのですが、線を引きますと建築制限がかかりますので、いつまでもそのままにできない。もともと都市計画は時間がかかる話ですから、5年、10年あるいはもっと長期間かかりますけれども、だからと言っていつまでもそのままにはできないため、見直しをしなければならぬ話は全国的な課題です。さいたま市も1番ではないですけれども、見直しをしているということでは早い方ではあると思います。また、見直しの手法に関しては全国的にも今試行錯誤の中でやっている段階ですので、実際にとりかかると時間を要するということかと思ひます。

延原委員

都市構造から道路整備を見直すというのはプロがいいようにやっていただいて結構なのですが、ただ、去年も「cの4」なのですね。2年連続「cの4」というのが当初目標がどうであれ内容がどうであれ、行政サイドとしてもまずいと思いますので、やはり内部で反省してもらいたい。2年連続で「cの4」というのはまずいと思います。自己評価についてですからね。

木島委員

工程表と目標がずれたということですが、平成22年度の目標というのは、22年度に入る少し前につくられたということですか。

所管課職員

はい。

木島委員

目標の修正はそこではできなかったのですか。

所管課職員

皆さんご覧になっていただいております、このしあわせ倍増プランに掲げる工程表はいじれないということになっていきますので、このバーチャートに書いてある項目に沿ってここに目標を書いているということです。

木島委員

ここは直すとまずいということですか。

所管課職員

その部分は真摯に受け止めなくてはいけないと思ってやっております。

事務局職員

工程表の修正ですが、予定通り進捗していてもっと進めるという見直しは当然しているのですが、逆に遅れているので目標を下方修正するという事はしない形にしているのです。結果として2年連続評価としては「cの4」になったということです。単年度目標を下方修正してしまうと4年間でゴールにたどりつかないので、遅れた場合にはその遅れを取り戻す前提で単年度の目標を立てて。そこに向けてがんばるということだと思いますが、この場合は21年度に遅れが生じて22年度には当初の工程表に追いつかないが、24年度までには追いつくようにがんばるということです。21、22年度と2年連続して「c」の評価にしております。

木島委員

厳密に言えば、やり方を変えたということであれば、下方修正もないわけですよ。

事務局職員

やり方を変えたというよりは、同じことをするときには1年でやろうと思ったものが実際は2年少しかかったということです。

木島委員

わかりました。それでは事前質問させていただいた中に持続可能なまちづくりに向けた将来都市構造のあり方が確定していなかったために遅れたとありますが、これが先ほどから説明していただいている内容なのでしょう。

所管課職員

持続可能なまちづくりに向けた将来都市構造のあり方というのは、もう一つ事業としてやっております都市計画マスタープランの見直しというのがあります。それは、都市計画の人口増加という前提のもとにつくってきたマスタープランを今度は人口減少に向けてまちづくりを変えていかなければいけない。それはどうあるべきかというのを議論しまして、人口のはりつけかとか、どこに道路を持っていくとか、そういうことを議論しないで道路網は見直せない。まずそこを固めて道路網をつくっていかうというような発想になっています。それでそのマスタープランの見直しの工程を少し詰めてスケジュールを合わせたということです。

木島委員

都市計画マスタープランが遅れたから、それが引っ張られてこっちが遅れたということですか。

所管課職員

マスタープランの見直しは実際はもう少し先に行く予定だったのですが、それを前倒しでやって、この事業に合わせて、22年度末でまずは都市構造を表に出せるように進めたということです。

木島委員

それでもまだ追いつけないと。

所管課職員

もう少し前倒しにやらないとスピードをあげないと「c」のままかと。

木島委員

わかりました。

林委員

私はこの計画はスマートで格好いい計画だと思っています。質問をさせていただいて、22年度の都市計画道路の整備率を記載してほしいと書いたのですが、21年度と22年度とご回答いただいております。ジリジリと進んでいるような感じで、伸び率としては大きくはないのですが、1パーセントずつ伸びているとかそういう感じなのですが、それはその道路網の計画の中では差し支えないというか、そういうところがジリジリと進んでいるというところなのかというのが一つと、都市の将来像を見据えて道路をつくっていくということなのですから、大型ショッピングセンターですとかそういう人の集まるような商業計画とかもできるだけ把握してつくっていくというふうに捉えていいのでしょうか、その2点です。

所管課職員

ご質問の整備が20年から21年と1パーセント進んでいます。その前が0.4パーセントとお答えをさせていただいています。これについては、道路の整備になりますので、整備をする建設の部署から聞いて、その結果これだけ進んでいますということでお答えをさせていただきました。この都市計画道路の見直しというのは、基本的には都市計画制限が、将来都市計画道路をつくりますということで建築制限がかかっている道路を今後どうしましょうかという話でありまして、先ほど総合政策監が申し上げたように長い間道路計画を立てていると建築の制限がかかりますので、そこをそのままにしておいてはよくないので見直しましょうということですので、そういうことで、廃止を含めた見直しをしていくこととなります。そのときには将来都市構造を考えてやりますよと申し上げています。大型ショッピングセンターの計画、市街地再開発事業の計画、区画整理事業の計画などを含めて、今の時点でわかるものは取り入れてやります。

林委員

わかりました。

廣瀬委員長

では、ほかにありますでしょうか。

伊藤委員

都市計画をいろいろやられていると思いますが、大型のショッピングセンターの導入に当たってというか確認をおろす段階で大型スーパーなどがいっぱいあるようななかにポッと入ってくるような場合が結構あるのですが、そういうところには多分市場調査などをやっていただいで確認はおろすのだと思うのですが、どう考えてもそれが予定どおり行きそうにないというのもある

るのです。その辺の状況は知ってて当たり前だと思うのですが、その辺の見直しをするとか、行政のほうではアドバイスするとかほとんどないという感じですか。

所管課職員

大変難しいお話なのですが。店舗の出店のときは、市場調査ですとかは民間ですと多分やられていると思います。それは都市計画課のコントロール下にはありません。ただ、郊外部に都市が広がるような大規模なショッピングセンターは今の法律ではつくられないようになってきています。もう少し外側に街ができてしまうとそこまで道路や下水をつながなくてはいけなくなります。そうすると、先ほど話がありましたけれども、道路の費用やメンテナンス費用など、どんどんお金がかかるようになりますから、もう少しまとまって集約して住みましようというふうな都市計画に変わってきています。店舗の出店とかに関しては、我々では少し難しいところです。

伊藤委員

そうですね。場所や地域によってはかなりネットワークを組むような大きい道路ではなくて行き止まりの道路みたいのが結構あるのですよ。そういうところに対する計画性については、確認の段階で将来的に道路になったほうが有効であるというようなプランであるとかはできていないのですか。地域的なこととして。クランクになっていたりしてどこに行ったかわからなくなってしまふようなところが結構あるのですよね。見沼区とか、岩槻とかは結構広いですからあれでしょうけれどもね。そういうものに対する計画的な指導とかは考えられないのですか。入ったきりどこに出たかわからないような道路が結構あるのですよ。そういうのが計画の中では今後の生活していく上で整備していく必要が出てくると思うのですがね。どうなのですか、その辺は。

所管課職員

今、ご議論いただいているのはもう少し大きな道路の話でありまして、今のお答えと、この評価については結びつかないかもしれませんが。クランクになって行き止まりになってしまっているような道路については、多分、計画的に整備されたようなものではなく、おうちが建つような開発の中で整備されたものではないかと思えます。

伊藤委員

多分、計画的に業者が整備するようなところは、ある程度は役所の制約を受けてやっていると思うのですよ。そうではないところでね。

所管課職員

開発の許可とかで行政がかかわれるところでは、ある程度コントロールできるのですが、そうではない道路とか、まさしくクランクとかで行き止りになってしまっているところがあると思うのですが、行政がかかわれる部分でないとするとそれは難しいのかと思えます。

伊藤委員

ただ、行政がかかわるところで、その宅地開発をやって建物を建てるときにごみの問題などいろいろ出てくるわけ。そういう問題に対して要領よくて何歩

以内ならごみを出さなくてもいいとかうまく利用されたりするので、その辺回りが非常に迷惑するので、その辺厳しくね、これは道路と違った話になってしまふけれども、その辺も業者の指導をちゃんとやってもらいたいね、という感じがするのですけれどもね。

所管課職員

ご意見としてお伺いすればよろしいでしょうか。

廣瀬委員長

では、ヒアリングは以上としたいと思います。では今のやりとりを含めまして評価の変更のある方はお申し出ください。

福崎委員

国の状況に対しまして、非常に能動的に事業に取り組んでいる様子がわかりましたので「cの5」に上げさせてください。

木島委員

「cの4」でお願いします。

廣瀬委員長

よろしいでしょうか。それでは、評価については全員が「c」でありましたので「c」で確定をし、点数の分布については5点が1名、4点が11名、3点が2名でしたのでその平均ということで確定としたいと思います。

(53 ワーキングプアを増やさない、部局横断的な「自立生活支援対策チーム」を設置します)

(53-1 セーフティネットの構築)

廣瀬委員長

それでは続きまして、経済雇用の事業番号53-1「セーフティネットの構築」について移ります。この事業につきまして、所管から説明をお願いします。

所管課長

ご説明の前に資料の訂正をさせていただきたいと思います。参考資料119ページをお開きいただきますでしょうか。ふるさとハローワーク事業及びセミナー事業実施状況のうちの就職支援セミナー項目の備考の欄にあります「・若手社員」の削除をお願いいたします。

それでは、53番の1セーフティネットの構築について説明をさせていただきます。まず、数値目標等でございますが、平成22年度から全10区の福祉事務所に自立生活支援相談窓口を設置し、自立生活支援員を中心とした関係支援機関などからなるチームを結成し、自立生活のための総合的支援に取り組むことでございます。また、平成24年度末までに就労可能な生活保護受給者を対象とした支援により、就労した人数を平成20年度の108人から倍増となります216人にするものでございます。

平成22年度の取組実績でございますが、平成22年度の主な目標は、全10区の福祉事務所に自立生活支援相談窓口の設置と就労可能な生活保護受給者への就労支援により162名を就労につなげるものでございます。その目標の設定理由でございますが、いずれもプランの数値目標等をもとに平成22

年度の単年度目標を設定したものでございます。平成22年度の主な実績と取組状況でございますが、一つ目は平成22年4月に全10区の福祉事務所に自立生活支援相談窓口を設置し、併せて自立生活支援員を配置しました。また、同支援員を中心とした関係機関からなるさいたま市自立生活支援相談連絡会議を開催し、自立生活の総合的支援に取り組みました。二つ目としまして、ふるさとハローワークに配置した生活就労相談員により、1,493人に就職活動のアドバイス等を行いました。三つ目といたしまして、就労可能な生活保護受給者対象に就労支援を行い184人を就労につなげました。次に、解雇等による住宅喪失者等に対し市営住宅等を6世帯に提供するとともに、緊急特別住宅手当を204人に支給決定をしました。

主な成果等につきましては、参考資料等にあるとおりでございますが、平成22年度を取組実績に対する達成度でございますが、おおむね工程どおり進んだといたしまして、「bの7」としております。今後の予定でございますが、平成23年度内に市内3か所の福祉事務所にハローワーク機能の一部を配置し、生活保護ケースワーカー、就労支援員、ハローワーク職員等が一体となって就労支援を行うこととし、就労可能な生活保護受給者への就労支援を一層強化することでございます。

廣瀬委員長

では、この事業につきまして質疑がありましたらお願いします。

伊藤委員

基本的というか、一番入り口の話ですけれども、ハローワークというのと職業安定所という名称は、ハローワークに名称が統一されたのですか。

所管課長

公式な名称としては、職業安定所でございますが、ハローワークは通称名です。

伊藤委員

そうですね。職業安定所をきちんと使わないと。括弧表示でハローワークならそれでもいいですけれども。最初からこういう言葉だけで使うのは、少しね、感じは優しいですけれどもね。どうなのですかね。

所管課長

委員さんのおっしゃることはよくわかるのですが、国の方自体がハローワーク、ハローワーク何々といったようになっておりますので。

伊藤委員

そういう乱れがいろいろなところに乱れとして表れてくるのであって、職業安定所としたりあるいは失業者としたり、フリーターとかいろいろ横文字が多くなって増えてきたので、ちゃんと漢字で書いてあってもらえれば状況がよくわかるので、それをどうしてはずしていくのかわたしには理解できないですね。

所管課長

ご意見という形になってしまいますが、現在は国の方自体がハローワーク何々をと言うように、ある意味それを正式名称のように使っているのが現状でございます。

伊藤委員

看板が職業安定所となっている状況でね、なし崩しにそういうことをするのがね、果たして日本のあり方としていいのかと思いますね。それは、さいたま市の場合、余計これからの都市計画を考えていく上でやはり原点に戻ってつくっていったほうがいいと思うのですがね。中身の話でなくて申し訳なくと思いますが私はそう感じますね。

廣瀬委員長

では、ほかに質問がありましたらお願いいたします。

三浦委員

私は評価のコメント欄に年度の目標の根拠がよくわからないと書いたのですが、108人の倍増で216人を4年で割ると27人になり、それを毎年上乘せしていくということでもいいですよ。

所管課長

そういうことでございます。

廣瀬委員長

逆に言うと、初年度から目標をかなり上回る成果が出ているのだけれども、しかし、当初のところからの順次四分の一ずつ上がっていくという目標は変えられなかったもので、逆に言うと目標値が下がったかのように見えるけれどもそうではないということです。これはそういう数値の説明がありましたので補足説明をさせていただきます。ではほかに質問ありましたらお願いします。

林委員

その他の世帯は1,000世帯ずつぐらい増えていって、その母子家庭ですとか、高齢、障害、傷病世帯とかも1,000ではないですけども増えていっていますが、就労者数の内訳としては、表の中の黒い部分の世帯と白い部分の世帯とでは分布はどういう感じなのでしょう。

所管課長

その他の世帯と黒い部分と白い部分ですが、いわゆる生活保護上、就労をしなければならない世帯というのが就労阻害要因のない世帯ということでその他の世帯なのですね、ですから傷病とか障害とか就労阻害要因のある方、あるいは母子の方でも中には就労ができる方もいらっしゃるかと思うのですけれども、その他の世帯というのは就労阻害要因のない方を言うのであって、そこをターゲットにしている就労支援という感じなのです。

林委員

実際、就労した人の中でもその他の世帯が多いということですか。

所管課長

分母というか実際、生活保護上でいう稼働年齢の15歳から64歳までの年齢層でその中で15歳という高校生もいますので、その高校生と就労阻害要因のある方々を除いた方々でその中で福祉事務所で就労支援が必要だと判断したものが分母になります。

事務局職員

ご質問は、184名の全員がその他の世帯なのか、184名の中に高齢とか

傷病とかの方が含まれているのかということですね。

所管課長

含まれていないです。

林委員

そうですか、わかりました。

延原委員

投下資金が平成21年度が3,100万円、平成22年度が1億3,000万円、1億跳ね上がっていますね。倍率的に言うと400パーセント以上になります。この1億という追加資金はこの達成のどの部分に使われているのですか。

所管課長

事業費の主な増加ですけれども、一つは21年10月からこの住宅手当の支給が開始されましたので、21年度の実績は21年10月からの半年間です。22年度はまるまる1年の実績なので期間的には倍になるというのが一つと、あとは福祉事務所に配置している自立生活支援員が21年度は4名だったのが22年度は10名に増員したということです。それともう一つが就労支援員も同じように21年度は5名だったのが22年度は10名に増員したため、その1億の増額については全てではないのですがこれが主な原因です。

延原委員

人件費増がいくらで、住宅手当増がいくらですか。

所管課長

細かくは今わかりません。

延原委員

わからないのですか。逆に人件費増と住宅手当増を達成すれば目標は達成するだろうなと思ひましてね。もちろん、さいたま市の予算があるから無制限には投入できないだろうけれども。その難しい仕事を「bの7」と達成度を示しているの。私はいつも言うのですが、金を使えばできることは高い評価を与えない。いや、そうではないのだと言うなら、そう説明をしてください。400パーセントも金を増やしているのですから。もっと単純な話をしまししょうか。1億3,000万円ではなく、これを2億3,000万円投下すれば目標はもっと達成しますか。

所管課長

その比率というものは、実際に人件費が主なところで、就労支援のために相談員を増やすといった人件費なので、人数を増やしたから倍に就労するというものではありません。効果としては実際に上がったのでそれは効果としては上がると思います。そのパーセンテージをどの程度上げるというのは、なかなか単純には、対象が生活保護世帯なので実際に就労相談員を100人から200人の倍にしたからといって就労があがるという単純なものではないということです。

事務局職員

結局、相談員を増やすことで、いろいろなサポートをしますということは、

これはお金をかければ当然できるということであって、これは市の努力というところでありますけれども、市としてコントロールできない要素として、一つはその他世帯の方々の就労意欲、それからもう一つは雇う側がどのくらいいるかというところで、これはマクロの社会経済情勢、雇用情勢が厳しくなれば市が相談員を増やしてサポートしても雇ってもらえないということがあります。そういう市の努力、資源を投入することによって、プラスになる部分と、最終の就労に結びつくかどうか市の努力を超えるところが入ってくるので、そこは今担当課長がすばっと答えられなかった要因かと思います。

延原委員

ここは「aの9点」という達成度を維持すべき項目だと思います。最も効果的に投資する対象はどこですかという質問です。裏返せば、それをどう分析されましたか。それで、「bの7」というのはその結果なのですね。今明確な回答がないというのでそれは仕方がないですが、ぜひそういう投資対効果の最も高いところに金をつっこんでいただきたい。働いてくれれば間違いなく税金を納めてくれるのですから。

廣瀬委員長

ほかに質問はありますでしょうか。

林委員

資料の119ページですが、二つ表があって上がさいたま市ふるさと八ローワークの利用状況、平成22年度とあって、下がそれらしき名称があって、さいたま市主催事業という別の表になっていて、このキャリア・コンサルティングのところでは、上が417名とあって下が174とあって、これは上の表のうち10代から34歳までを抜き取ったような若年者をクローズアップしたのが下の表になるのでしょうか。下がさいたま市主催実施事業とあって、上もさいたま市なのではないかと思って、それがよくわからなかったのですが。

所管課長

まず、最初のご質問の417名と174名のご質問ですが、委員さんがおっしゃったように417名から10代から34歳までを特化したものでございまして、417名の内数になります。さいたま市ふるさと八ローワークは国と共同で行っている事業でございまして、このなかの無料職業紹介・相談は国が関与しているところでございます。さいたま市が若年者対象としてやっているものを下に書いてございます。

林委員

下の表がさいたま市でやっているものということですか。

所管課長

上の表の生活就労相談とキャリア・コンサルティングにつきましては、さいたま市がやっているものでございます。

所管課長

すみません、一つ修正をお願いします。さきほどのご質問で、就労した世帯184名ですが、分母はやはりその他世帯ではなく、就労支援をした全ての世帯のうち就労者がこの数字であります。主にその他世帯という形になっていま

して、その中に母子世帯も何人か含まれています。

林委員

わかりました。ありがとうございます。

廣瀬委員長

それでは、ほかに質問はありますでしょうか。

それでは、ヒアリングは以上にしまして評価の確認をしたいと思います。評価を変更される方はいらっしゃいますか。では、進捗度ですけれども全員「b」ですので「b」で確定し、達成度は1名が8点、13名が7点、その平均値で確定したいと思います。

(5 3 - 2 ステップアップの取組)

廣瀬委員長

それでは、続いて53-2「ステップアップの取組」について、所管から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

所管課長

53-2ステップアップの取組についてご説明します。この事業は、平成21年度から若年者向け就職支援セミナーを年2回から4回に増やします。平成21年度から新たにキャリア・コンサルティングを週2日実施します。平成22年度から新たに市内企業での就業体験事業を4社8人を対象に実施します。平成21年度中に母子家庭の母親の就業支援を拡充します、でございます。

平成22年度の取組実績でございますけれども、平成22年度の主な目標は若年者向け就職支援セミナーを年4回実施します。キャリア・コンサルティングを週2日実施します。市内企業での就業体験事業を4社8人を対象に実施するというのが目標でございます。目標設定の理由でございますが、最初に申し上げました数値目標をもとに単年度目標を設定したものでございます。

22年度の主な実績と取組状況でございますが、若年者向け就職支援セミナーを5回実施し、キャリア・コンサルティングを週2日実施しました。市内企業での就業体験事業を受入企業5社と契約しまして、1社当たり2名計10名を募り実施したところでございますが、残念ながら新規学卒者等の参加者が見込めず最終的に3社6名で実施をしました。そのうち、5名が事業終了後の正規雇用につながってございます。母子家庭の母親の就業支援として看護師等への資格取得のため高等技能訓練促進費を53人に支給いたしました。

平成22年度の取組実績に対します達成度でございますが、おおむね工程表のとおり進捗したものと評価し「b」と評価してございます。今後の取組予定でございますが、就職支援セミナー、就業体験事業などの若年者向け就労支援について事業の拡大を進め、併せて同事業実施後に就労に結びついたか否かなど事業効果の検証に努めてまいりたいと考えております。

廣瀬委員長

それでは、質問がありましたらお願いします。

木島委員

目標の就業体験事業の4社8名についてですが、実績は5社と契約し目標を

上回ったという評価なのですが、これは契約しても実際に実施されないと意味がないのではないのでしょうか。目標があくまで契約ベースで5社と契約できればいいのでしょうか。

所管課長

やはり、最終的には実際にできた方ということになります。5と3ということで、おおむね予定通りというところで私どもで考えますのは、その6名のうち5名が就職できましたということを自己評価ですけれども、この若年の就職が厳しい中、本人たちも頑張ってくれたなという部分も含めまして評価をさせていただきます。

木島委員

そこは評価の対象とさせていただいていいと思うのですが、事前質問させていただいて返ってきた答えも5社と契約させていただいたのでとなっていたものですから、そこはやはり少し違うのではないかと思ひまして。5人就職したことだけをうたっていただければよかったかなと思ひまして。わかりました。

廣瀬委員長

では、ほかに質問はありますか。

福崎委員

高等技能訓練を受けられた方というのは、母子家庭の母親の方が看護師資格取得とか先ほどおっしゃったのですが、母親の方のみだったのでしょうか。実際に訓練を受けられた方にはどういう方たちがいらしたのでしょうか。

所管課長

今回のこちらの制度につきましては母子家庭の母親のみを対象とする制度でございますので、全員母子家庭の母親ということでございます。

廣瀬委員長

では、ほかに質問はありますか。

延原委員

この53-2だったか覚えていませんが、去年もコメントしました。母子家庭だけで父子家庭を無視するのはおかしい。これはおかしいと思ひます。これはコメントです。

所管課長

こちらの制度につきましては、ご指摘もあるかと思ひますが、国の制度でございますので、それなりの国からの補助が出ています。その関係で新たな父子家庭を対象とした事業の展開は困難と思ひます。もう一つはそもそもこの制度がスタートしたのは、父子家庭と母子家庭の就業に係る格差がございますのでそれを縮めるのと、一般家庭と格差を縮めるという一つの目標としてこの制度がスタートしたものでございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

延原委員

私は理解するつもりはございませんと去年も言ひました。言ひたいなら国に言ひてほしい。父子家庭を無視するのはおかしいと。

事務局職員

確かに、児童扶養手当みたいにもともとやっぱり母子家庭だったり、これは政権交代の結果だと思えますけれども、父子家庭も対象とするというような話もあります。この辺はトレンドとしてはそういう方向かと思えますが、これは国のほうの縦割りではありますけれども、これは厚労省でも労働系が濃いものですから。

延原委員

何回言っても評価には影響はさせません。

福崎委員

自治体の性質として教えてください。県が指導してつくった方針、今回でいう母子家庭を限定して対象とする事業に対して、例えば父子家庭にも対象を広げてもらいたいという意見が市民からあったときに、さいたま市の予算を割いて父子家庭対応の分、例えば一人でも二人でもほんの少しつけ足すということではできないのでしょうか。

所管課長

今回のこの制度につきましては、必要な要件がございまして、それに合致した方につきましては支給をするということで、予算の範囲の中で支給をするという制度ではございません。例えば父子家庭の方から一人二人、例えば十人とあった場合にそれについては、市の単独予算が必要になるということでございますので、その拡大につきましては今の段階では非常に困難な状況であると考えております。

福崎委員

市の単独予算を割くこと自体が難しいのでしょうか。

所管課長

例えば、こちらの手当につきましては、非課税世帯は1か月当たり14万1千円を支給するものでございまして、今回の高等技能訓練の養成期間は2年以上という制約がございまして、14万1千円ですと24か月で340万程度一人に経費がかかりますので、この分をカットするというのは非常に困難な状況であると考えます。

福崎委員

国が予算を出し補助金を出しているのと、同じレベル同じ規模で市の予算でやるのは難しくても、もっと規模を小さくしてせめて父子の方だけでもそのような条件であれば、何か市のほうから補助というか援助というか、プランを立てることはできないのでしょうか。

所管課長

その辺のこの事業を縮小することは、月額を支給額を減額するということが考えられますけれども、あくまで就業するためのものでありますので、相当就業に影響を来すと考えられます。それなりの手当を支給しませんと効果がないと考えております。当然、学校に通っている期間は収入が少なくなりますので、その間の手当を減額するということになると、なかなか効果が薄いのではないかと思います。

福崎委員

どうしても、今やっている事業と今説明していただいたような内容では、市の単独予算で対応するのは難しいと思うのですが、やはり市民から父子家庭からの何か要望があったときに、何かできないかというきっかけというかアイデアとか新しい路線であったりとかをぜひ検討して、このような形に何か検討していますというような反応がほしいと思います。

所管課長

今回の高等技能訓練とは別に就業相談による対応をする場合もありますので、その辺はご意見として承りたいと思います。

福崎委員

ありがとうございます。別の分野で父子の方にも何か一言言ってもらえれば、さいたま市では父子家庭について考えていますよと伝えることができるので、ぜひ一言伝えてください。

廣瀬委員長

ではほかに質問はありますか。

ではヒアリングは以上にしたいと思います。ヒアリングを踏まえまして評価の変更される方はいらっしゃいますでしょうか。

林委員

少し誤解していた部分があったので、「bの7」に変更します。

廣瀬委員長

ほかは変更はありますか。では、進捗度は全員「b」ですので「b」で確定し、達成度は全員が7点となります。

(49 見沼田んぼ、荒川などの自然環境・歴史的遺産を保全・活用し、教育ファーム、市民農園など市民が憩える場所を増やします)

(49-2 歴史的遺産・自然環境の活用)

廣瀬委員長

引き続きまして、まず今回の評価分につきまして、文書による評価について見ていきたいと思います。資料2-1と2-2をご参照ください。

事業番号49-2見沼田んぼ、荒川などの自然環境・歴史的遺産を保全・活用し、教育ファーム、市民農園など市民が憩える場所を増やします「歴史的遺産・自然環境の活用」の項目につきまして、特にご発言がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

では、進捗度は全員「b」なので「b」で確定。点数につきましては、8点が3名、7点が11名なので、その平均で確定したいと思います。

(49-3 教育ファームの実施)

廣瀬委員長

続きまして、49-3「教育ファームの実施」です。これについて、何かご発言ありますか。

それでは、進捗度は「b」が12名で、「c」が2名になりますので「b」で確定したいと思います。点数につきましては、7点が10名、6点が2名、

5 点が 2 名なので、その平均値で確定したいと思います。

(4 9 - 4 市民農園の整備)

廣瀬委員長

続きまして、4 9 - 4 「市民農園の整備」。これにつきまして、ご発言ありますでしょうか。進捗度は全員「b」なので「b」で確定。点数は、8 点が 1 0 名、7 点が 4 名なので、その平均で確定したいと思います。

(4 9 - 5 東宮下調節池の広場整備)

廣瀬委員長

4 9 - 5、こちらにつきまして、ご発言ありますでしょうか。では、進捗度は全員「b」なので「b」で確定。7 点が 1 3 名、6 点が 1 名なので、その平均値で確定したいと思います。

(4 9 - 6 高沼用水路の整備)

廣瀬委員長

4 9 - 6、こちらにつきまして、ご発言ありましたらお願いします。では、進捗度は全員「b」なので「b」で確定。7 点が 1 1 名、6 点が 3 名なので、その平均で確定したいと思います。

(5 1 下水道、都市公園、生活道路など生活密着型インフラ整備を推進します)

(5 1 - 1 都市公園の整備)

廣瀬委員長

続きまして、5 1 - 1。こちらにつきまして何かご発言ありましたら、お願いします。それでは、進捗度ですが、1 2 名が「a」で、2 名が「b」なので「a」で確定したいと思います。点数ですが、1 0 点が 1 名、9 点が 1 1 名、8 点が 2 名なので、その平均点で確定したいと思います。

(5 1 - 3 下水道の整備)

廣瀬委員長

5 1 - 3、これにつきましてご発言ありましたら、お願いします。

福崎委員

生活道路の整備のときも質問させていただいたのですが、費用対効果に関して、さいたま市では、生活インフラの整備に関しては、特に計算しておく必要がないという方針なのではないでしょうか。

事務局職員

多分、幹線道路であれば B バイ C の評価をしますが、スマイルロードのような生活道路では、手法として確立されていないのではないかと思います。それから下水に関しては、どちらかというと全体としては B バイ C はあると思いますが、普及率に関してどれだけ金をかけるかというのは、下水の場合は公営企

業なので、特に污水管に関しては過剰につくれば全部料金に跳ね返るので、料金との関係の中でどれだけお金をかけて整備するのかということが、どこまで何を整備していくかの指標、考え方の機軸になると思います。

福崎委員

そうすれば、事業目標を立てる上で、どれくらいの予算を割いて、どこまでつくるか、もちろん無計画に予算が増加しないようにということ、各担当部局が各事業ごとにつくるのは可能ではないでしょうか。行財政というマクロな視点に立ったときに、さいたま市としての方針も必要になってくると思うので、ぜひつくられた方がいいと思うのですが。

事務局職員

それは分野横断的に、例えば身近な社会資本を道路を優先するのか、下水を優先するのかというご趣旨ですか。

福崎委員

個々の優先、もしくは個々の事業に対して、費用対効果についても検討に入れようというような指導をされないのですか。なぜかということ、先程質問させていただいたときに、全く考慮に入れていないというような回答だったと思うので、全く考慮に入れていないというのは間違っていると思うのですよ。どのような事業であったとしても。

事務局職員

おそらく、答えが当たっているかわかりませんが、所管としては土木系のところですから、ご質問の趣旨を通常のBバイCをやっているのかととらえて、それはやっていないというお答えをしたのだと思います。ただ、Bの部分Benefit(ベネフィット)の部分が数値的なものではないにしても、住民の皆さんのニーズに対してどれだけお答えするかは考えるは当然考えますので、最終的には予算編成の中で、お金が足りなくなったときにどの予算をつけて、どの予算を切るかということで、定性的には当然議論をしていますが、大規模な社会資本のようなBバイCみたいな形で数字でぴたっと費用対効果を出すようなことをしていないので、先ほど考慮していないという答えになったのはそういうことだと思います。

廣瀬委員長

もう一つは、おそらく公営企業であるということと、もう一つは、下水道、指定都市の横の並びを見ていただくとわかりますように、低いところも若干ありますが、下水道整備率というのは基本的には100を目指すべきものという前提があるので、その中で投資効率ということ、あるいは順序付けということ、経過的にはそういう要素も入ってくるかもしれないけれども、基本的な事業の性質として、そういうものではないという考え方があって、それが回答に反映したというふうにも思います。

事務局職員

行財政改革推進本部ですが、下水道や公益の問題は、行革の観点から見ると、非常に影響が大きいので、行財政改革の中でも取り上げて議論しています。特に下水道は今残っているのは人がまばらなところが多いので、残りの10パー

セントを上げるために単位コストというか、非常にコストがかかる場所ばかりが残っていますが、とりあえず90パーセントを24年度末までに目標として掲げてますので、これを目指しますが、この先果たして100パーセントを目指すべきか議論を始めていまして、それは必ずしも公共下水道ではなくて、合併処理浄化槽とかでももっと効率のいい整備の仕方を含めて、下水道の整備について考えていくべきではないかという議論を始めているので、今後は検討してやっていきたいと思えます。

事務局職員

少し補足ですが、下水道の普及率を今回の目標にしていますが、実は下水道だけでなく集落排水とか合併浄化槽とかを含めた、汚水処理人口普及率という指標もありまして、ここに含まれないものは汚水を垂れ流しをされていて水の環境を汚すわけなので、それは100パーセントにしなければいけない。ただその手段に関しては必ず全部下水道でなければならないかということ、それはそうではないということです。確か去年もこの委員会で議論があったと思えますが。

三浦委員

その去年の議論も結局誤解が解けないままだったと記憶しています。担当課の説明が流域下水道をちゃんと説明しなかったのが、流域下水道で100パーセント処理が向く市もあれば、そうでないところもあるし、環境面でも何でもかんでも流域でもっていくと、川なり、水環境の話もあるので、もう少し下水道の整備について丁寧に説明した上で、普及率がなぜ90パーセント目標なのかわかるようにしておいた方がいいと思えます。

廣瀬委員長

それでは、評価の変更はございますでしょうか。もしなければ、進捗度は「b」で、得点は7点が13名、6点が1名の平均で確定したいと思えます。

(39 万全な危機管理体制を構築します。)

(39-7 地域防犯ステーションなどの増設と自主防犯パトロールの促進)

廣瀬委員長

続きまして、前回の書類評価によるものが残されていますので、それを確認したいと思えます。

事業番号39-7。これについてご発言がありましたら、お願いします。では、進捗度は全員「c」なので「c」で確定します。点数につきましては、5点が1名、4点が13名なので、その平均で確定します。

(41 障害者自立支援法の時限措置終了後も、市独自の負担軽減策を継続します)

廣瀬委員長

41番、これについて特にご発言がありましたら、お願いいたします。では、進捗度は全員「b」ですので「b」で確定。7点が13名、6点が1名なので、平均値で点数を確定したいと思えます。

(4 4 「E-KIZUNA Project」などの実施により、次世代自動車の普及を促進します)

廣瀬委員長

4 4 番、これにつきましてご発言がありましたら、お願いします。

林委員

コメントのところには3つ質問を書かせていただいたのですが、2番目と3番目は工程表を変えることができないということが出てきましたので、それは理解しました。一番目の単年度目標と実績の話は、担当の方がいらっしやらないのでわからないかもしれませんが、今日でなくてもいいので教えていただければと思います。

事務局職員

所管課に確認して回答します。

三浦委員

私もついでに、コメント欄に書いた質問ですが、公用車の買い替えのタイミングに目標が合っているのかどうか。無理に廃車にして電気自動車にするのは少し不合理だと思うのですが。

事務局職員

そういったことはないです。入れ替えのタイミングでやるようにしています。それは計画と目標が割れているところでもあります。もともと想定していたペースで、一定の距離を走ったものについては更新し切り替える話になっていますので。今でも使えるものをどかして、とにかく目標を達成するために電気自動車に切り替えるというような機械的なことはしていません。

事務局職員

この評価についての内部評価のときに、所管は「c」でつけてきたのですが、内部評価に当たって、頑張っているから本来こういうのは「b」でいいのではないかという話がありました。少し母数というか、目標というか、本来所管が考えているのと違った関係で、少し厳しい評価になっています。できれば外部評価のときに「b」に上がればいいなというのが、内輪な話ですがありますが、結果的に「c」になっていますけれども。

三浦委員

合理的理由を説明してもらえばいいと思います。買い替えのタイミングではないと。

事務局職員

これは、たまたま書類評価になっているので、所管がもし来ていれば違ったかもしれません。

木島委員

いらっしやなくても、ぜひ書いておいていただければ、もう少し検討できるのかなと思います。これを読むだけでは「b」にはできないですが、井上さんの説明でやむを得ないことがわかったので、3点に上げさせていただければと思います。

廣瀬委員長

ほかに評価の変更がありましたら、お願いします。

三浦委員

私も「bの6点」に変更します。

廣瀬委員長

それでは、進捗度は「b」が2名、「c」が11名、「d」が1名ですので、「c」で確定をし、点数は6点が2名、5点が4名、4点が7名、3点が1名となりますので、その平均としたいと思います。

(45 さいたま新都心のサッカープラザ計画は白紙撤回します)

廣瀬委員長

続いて、45番です。これにつきましてご発言がありましたら、お願いします。では、進捗度ですが「b」が1名、「c」が12名、「d」が1名ですので、「c」で確定といたします。点数は6点が1名、5点が1名、4点が7名、3点が4名、1点が1名ですが、1点は離れ値なので、3点から6点の平均で確定したいと思います。

(46 コミュニティバス路線の検討委員会を設置します)

廣瀬委員長

続いて、46番「コミュニティバス路線」です。これにつきましてご発言がありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。では、進捗度は「a」が1名、「b」が12名、「c」が1名ですので、「b」で確定します。点数ですが、9点が1名、8点が4名、7点が8名、4点が1名ですが、4点を除く、7点から9点の平均値で確定したいと思います。

(48 公園・市有地・校庭などの芝生化、緑のカーテン事業などで身近な緑を増やす「みどり倍増プロジェクト」を実施します)

(48-1 公園の芝生化)

廣瀬委員長

48-1、こちらにつきまして特にご発言があればお願いします。では、進捗度は12名が「a」、2名が「b」ですので、「a」で確定します。点数は9点が12名、8点が2名の平均で確定とします。

(48-2 学校の芝生化)

廣瀬委員長

48-2、こちらについてご発言がありましたらお願いします。では、進捗度は全員が「b」で、これで確定とします。点数は7点が4名、6点が10名の平均で確定とします。

(48-3 保育園の芝生化)

廣瀬委員長

48 - 3、こちらについて何かご発言はありますでしょうか。では、これは全員が揃っております。「bの7点」で確定とします。

(48 - 4 学校の緑のカーテン)

廣瀬委員長

48 - 4、これについて発言がありましたらお願いします。では、これも全員が揃っております。「bの7点」で確定とします。

(48 - 5 公共施設・家庭の緑のカーテン)

廣瀬委員長

48 - 5、これにつきましてご発言がありましたらお願いいたします。では、進捗度は「a」が13名、「b」が1名ですので、「a」で確定します。点数は10点が1名、9点が12名、8点が1名の平均で確定とします。

(48 - 6 公共施設の緑化)

廣瀬委員長

48 - 6、何かご発言がありましたらお願いいたします。では、進捗度は「b」が全員ですので、「b」で確定します。点数は8点が1名、7点が13名の平均で確定とします。

(48 - 7 民間建築物の緑化)

廣瀬委員長

48 - 7、これにつきまして何か発言がありましたらお願いします。では、進捗度は全員「c」ですので、「c」で確定します。点数は5点が1名、4点が13名の平均で確定とします。

(48 - 8 花と緑でいっぱい・区の花の制定)

廣瀬委員長

48 - 8、これについて特にご発言がありましたらお願いします。では、進捗度は全員「b」ですので、「b」で確定します。点数は8点が1名、7点が13名の平均で確定とします。

では、以上で書類審査及びヒアリングを含めての評価については予定されたものが終わりました。

3 その他

廣瀬委員長

続いて、次回のヒアリング項目について、資料3の一番後ろのところのページ、次回ヒアリング候補事業追加・削除取りまとめ一覧をご覧ください。網かけになっています54の枝番と60番、61番が事務局の当初案としてのヒアリング対象項目の案でしたが、その中で、まず網かけの部分につきましては、54 - 5、6についてお二人から、それから54 - 7、9についてお一人から

外してよいのではないかというご意見が出ています。それから55、56-1、56-2、57-2、62につきまして、事務局案になかったものについてのヒアリング候補の がそれぞれ1票ついてます。それから事務局案のヒアリング対象について、61番については削除の意見と追加の意見の両方が付いています。

ということで、ヒアリング項目の確定をしてまいりたいと思いますが、今回を含めまして、ヒアリングに時間を要するということがありますので、まず、54-5、6、7、9について削除をしていいのではないかという意見が出てきていますので、こちらについては外すということではいかかと思いますが、よろしいでしょうか。枝番の場合に一括してヒアリングも行いましたが、それはそうとしてやはり説明を受け、質疑をしておりますと相当時間を要しておりますので、案ですが、54の1から3までを採用し、 のついている54-8と11を採用して、54の系統については以上の5事業に絞り込んでいかかかと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

廣瀬委員長

それから当初案について検討しますと、60と61ですが、61は と×が両方ついていますが、それで差し引きゼロと考えますと、60と61は採用し、そのほかですが、従来2票入ったものは確実に取り上げようという形でやってきましたが、今回は票が割れておりますけれども、そこでざっと見ましたところ、この中で55が一番自己評価が低いので、いろいろ課題がある、それから今日の事業とも関連して少し議論が出たところですので、55を採用して、以上8項目をヒアリング対象にするということではいかがでしょうか。

(異議なしの声)

廣瀬委員長

では、54-1、2、3、8、11、55、60、61を次回のヒアリング対象とします。それで確定いたします。

以上で、本日の評価と次回の評価のヒアリング対象について確定をしました。

その他ということですが、次回で、順調に進みますと137項目の評価が全部確定します。前回、少し、もう一度検討しようということになったものもございしますが、残る回数は9月以降の日程という形になってきますが、これらについては、何を対象にして、どう進めるか明確になっていません。ただ当初のこの委員会の仕方を検討しましたときに、予備日等を使って全ての項目についてのヒアリングができないので、進めていく中でいろいろ検討課題があるというのが見えてきたものについて、予備日等を使って深堀の議論をしようということになりました。ここまで、それから次回については次回を終えなければ見えないですが、次回には9月、10月の進め方を確定する必要がありますので、この事業については再度取り上げるということもありますし、書類評価をしたものであってもいいかと思いますが、予備日等を使ってさらに深堀が必要だという事業がございましたら、次回までに間に合う形で、事務局へお伝えいただきますようお願いいたします。それを踏まえて、8月30日の次回の評価委員会の

中で、多数出てきた場合はさらに絞り込んで、さらに検討しましょうということ、9月以降の日程の中で組み立てをしていきたいと思えます。

それから10月15日には評価の発表、市民評価報告会を行うということになっておりますが、報告会の構成と、昨年は報告書を配付しましたが、この報告書の形態や報告会の構成についても次回以降、検討を詰めてまいりたいと思えます。特に昨年からの継続のメンバーで、昨年も報告会をご経験になった皆さんからまずは時間の許す限り、まずこういう課題があったということでコメントをいただければと思えます。それらも踏まえて9月、10月の間に報告会の構成と報告書をどのように取りまとめていくかについて、次回で結論を出すというよりは、9月、10月にかけてそれをさらに詰めていって確定をするということが必要になると思えますので、まずは次回に向けて継続のメンバーの皆さんに改善すべき点、あるいは良かった点等を簡単にコメントいただけるように、思い返してご準備をいただければいいのかと思えます。これはお願いでございます。

また、9月、10月の間には終了した事業についての今後、目標完了するところまでできた。それについてさらに次のステップについて目標設定をしながら来年度以降の評価もしていくのか、当初計画をした目標はクリアしたのだから、そこでこの評価委員会の対象としては完了済みということで、それ以外の進捗をもっと見ていかなければならないものにもっと集中するのか。もし、目標をさらにアップしてでも継続して検討していくべきとなりますと、今年度既に始まっている事業ですから、今年度のそれ程遅くない時期にはそういうことを意識していただかない限り、これが来年度の評価対象にはなりにくいということにもなりますので、これもできれば9月中くらいには方向性が見えるようにしていきたい。これらの項目が次回以降の宿題ということになってくると思えますが、少し念頭においていただければと思えます。次回だけで全部は多分クリアできないと思えますけれども、次回、次々回の中ではおよその方向性が見えればよいと思うところです。

あとは通常どおり確定した前々回の議事録と、これから確認いただく未定稿の前の会議録が配付されていますので、修正等がありましたら、24日までに事務局へお願いします。

では、以上ですが、ほかに何かありますでしょうか。

福崎委員

報告ですが、私の修士研究でこの市民評価委員会を取り上げさせていただくことにしました。分析は公開されている資料を基本に行いますが何か質問とか提言とかありましたら、私のほうにいただけますようよろしくお願いいたします。

廣瀬委員長

公表資料で分析されるということですので、第三者が、我々が知らないところで我々のこれまで公開してきた活動成果をもとにして、さいたま市の市民評価の事例という分析論文を書かれているかもしれませんが、それと同じ範囲で研究をされるということですので、とは言えこの仲間ですから、そのことはお

伝えいただいたほうがいいのではないかということで、発表だけはお願いするということにしました。

福崎委員

来年度、もしかしたら、調査協力をお願いするかもしれません。よろしくお願いいいたします。

三浦委員

深堀したい事業の候補を挙げるのは何かフォーマットはいただけますか。

延原委員

フォーマットをいただけたほうがありがたい。

事務局職員

来週早々には、事務局で様式をつくりましてメールないし郵送でお送りします。

廣瀬委員長

ほかに何かありますでしょうか。

4 閉 会

廣瀬委員長

それでは、以上をもちまして第6回市民評価委員会を閉会いたします。

長時間、どうもありがとうございました。